

国境石確認調査

筑紫野市文化財調査報告書

第80集

2005

筑紫野市教育委員会

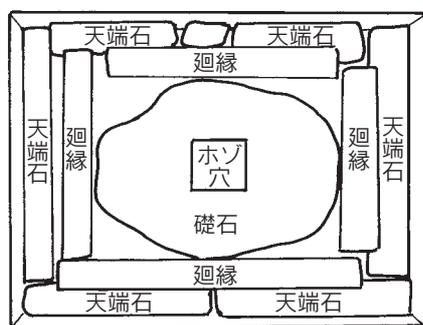
国境石確認調査



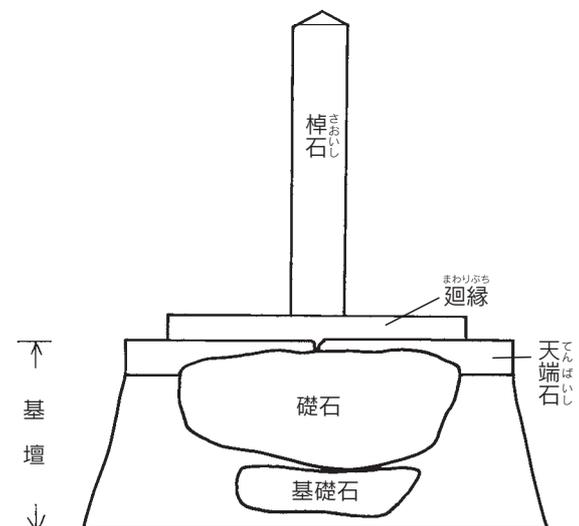
整備後の筑前・筑後国境石

例 言

1. 本書は、筑紫野市教育委員会が平成13年度より国庫補助金を受けて筑紫野市大字西小田に所在する筑前国境石の内部構造確認調査と市域に所在する国境石・郡境石を確認踏査した調査報告書である。
2. 西小田に所在する筑前国境石の発掘調査並びに整備工事については小郡市教育委員会と共同事業として、平成13年度に締結した覚書をもとに各年毎に協定書を締結し、平成15年度まで行なった。
3. 調査に係る報告書は各々教育委員会で作成し、整備報告書については小郡市教育委員会が刊行する。
4. 本文中の個別用語については、筑紫野市教育委員会と小郡市教育委員会で協議し統一した。
5. 発掘調査に係る実測図作成及び写真撮影は、協定書に基づき筑紫野市・小郡市両教育委員会それぞれ分担した。
6. 平成13年度の事業については草場啓一（文化財担当技師）が、平成14年・15年度事業は、渡邊和子（文化財担当技師）が行った。
7. 確認踏査については、平成14年度に古賀幸信（当時文化財課課長補佐）奥村俊久(文化財担当主査)が、平成15年度は渡邊が実施した。
8. 報告書掲載の挿図の製図は、(有)文化財テクノアシストに委託した。
9. 挿図中に使用した方位は、座標北が基準で一部磁北を使用した。
10. 本書の執筆・編集は、渡邊が行った。



各名称模式図



目次

本文

頁	頁
1. 調査に至る経過 …………… 1	①平成14年度の範囲 ……………22
2. 西小田所在の筑前国境石 …………… 1	②平成15年度の範囲 ……………24
3. 筑前国境石調査の記録 …………… 5	5. まとめ
①平成14年度の調査内容 …………… 5	I 前代の「従是北筑前領」銘の石柱
②平成15年度の調査内容 …………… 6	について ……………26
③内部構造 ……………16	II 天端石及び基壇として使用された
4. 確認踏査 ……………22	石材について ……………27

頁	頁
F i g. (挿図)	P L. (写真図版)
Fig. 1 筑前・筑後国境石周辺の 主な街道図(S1/25,000) …………… 2	PL. 1 整備前の筑前・筑後国境石 …………… 5
Fig. 2 筑前・筑後国境石周辺の 地形図(S1/2,500) …………… 3	PL. 2 試掘トレンチ土層 …………… 7
Fig. 3 筑前・筑後国境石周辺の 地形測量図(S1/200) …………… 4	PL. 3 旧地形検出状況 …………… 9
Fig. 4 整備前の筑前国境石 実測図(S1/80) …………… 6	PL. 4 旧地形検出状況 ……………11
Fig. 5 筑前国境石試掘トレンチ位置図 及び土層図(S1/80・1/40) …折り込み	PL. 5 基壇取り外し後の土層 ……………13
Fig. 6 旧地形実測図(S1/50) ……………10	PL. 6 基壇取り外し後の土層 ……………14
Fig. 7 基壇内部の土層位置図 及び土層実測図(S1/60・1/30) …12	PL. 7 整備前の筑前国境石 ……………15
Fig. 8 基壇・礎石・基礎石実測図 (S1/30) ……………15	PL. 8 ホゾ穴と楔検出状況 ……………17
Fig. 9 前代の棹石及びガランサン 拓影(S1/10・1/4) ……………21	PL. 9 礎石検出状況 ……………18
Fig.10 平成14年度確認踏査範囲 (S1/50,000) ……………22	PL.10 基礎石検出状況 ……………19
Fig.11 平成15年度確認踏査範囲 (S1/50,000) ……………24	PL.11 前代の棹石 …………… 20
Fig.12 確認した境石位置図 (S1/10,000) ……………25	PL.12 市域の国境石及び郡境石 ……………23
	中表紙写真
	整備後の筑前・筑後国境石
	表
	確認境石座標一覧表 ……………26

1. 調査に至る経過

筑紫野市教育委員会では、平成12年度に筑紫野市大字西小田（馬市）に所在する筑前国境石の修復・復原を行う計画と筑紫野市境・郡境の踏査を行い未発見の境石の確認を実施する計画を策定した。この計画の発端は、平成10年度に筑紫野市西小田・小郡市乙隈所在の筑前・筑後二国境石に小郡市教育委員会が以前より設置していた説明板が電柱の影で見えにくい事と、文字が見えにくくなった事が小郡市議会に上がり、小郡市教育委員会と筑紫野市教育委員会で、共同で説明板設置を行いたい旨の協議があった事に始まる。このことについて平成10年6月10日に両市教育委員会が現地にて協議を行なった結果、両教育委員会で筑紫野市側の民地を借地し、両市が共同で説明板を設置し、翌平成11年度に予算計上化の計画案を作成したが実施には至らなかった。

平成12年度に小郡市教育委員会から改めて協議が上がったが、この段階では筑紫野市が先述のような計画案を作成していることを含めて協議した。協議の過程で小郡市教育委員会も筑後国境石の修復を必要と考えている事から、両市それぞれ単独で工事を行うよりは、両市の共同により修復・復原を行うことが予算・時間的にも効率がよいとの結論に達し、両市教育委員会共同で修復・復原及び周辺整備工事の計画を作成する事にまとまった。これらの協議をふまえ平成13年度に覚書を締結し、年度毎に協定書を締結して各々教育委員会の事業内容を決定した。また筑前・筑後国境石の県指定に関しては、並立して建立されている事の意義から両市それぞれ単独での指定はありえないとの県の判断もあって、修復・復原および整備工事が完了した後に両教育委員会揃って県指定へ申請する事を確認した。両市で作成した整備の内容は、国境石の前の道路が狭く駐車スペースもない事から隣接地の用地買収をし①見学者用の駐車場の設置。②国境石本体の修復・復原を含めて周辺整備を実施。等を基本として事業を行っていく計画を作成した。また筑紫野市の事業は、平成13年度から国庫補助金によって西小田に所在する国境石の保存整備事業の事前調査を、平成14・15年度に西小田所在の国境石についての解体及び内部構造確認調査並びに県境・市境にある国境石・郡境石の確認踏査を行った。

2. 西小田所在の筑前国境石

筑前国境石は、筑紫野市大字西小田（馬市）に所在する。所在地は筑紫野市の東南部に位置し、行政境が小郡市・朝倉郡夜須町となり、その行政境付近を薩摩街道が通る。この街道は、長崎街道筋の大又から石櫃を經由し、筑後国松崎宿へ向かうルート上で、ここの市境に筑前国・筑後国の境を示す「従是北筑前国」「従是南筑後国」銘の国境石が大きさ競うように並んで建っている。これらは現存している他の道標に対し、大きさ、並立して建立されているなど全国にも類例のない希少な道標だといえる。現在の国境石は、筑後国府中宿から筑前国山家宿までのルートを開き、薩摩街道として整備された延宝年間（1673～1680）に久留米藩と筑前藩によって江戸時代後期に建てられたものである。これが建立される以前の道標については、筑後国側には明確な資料が残るが、筑前国側のものについては資料がまったく残されていない。このため筑前国の道標は、木杭だったとの伝承さえあった。薩摩街道開設前の初期段階には、木杭がこの地の国境であったことは、元禄十四年（1701）の「筑後国絵図」及び「筑前国絵図」の内“乙隈村と野添村との距離六町貳拾二間の間に「此所国境杭有」”の記述から窺える。

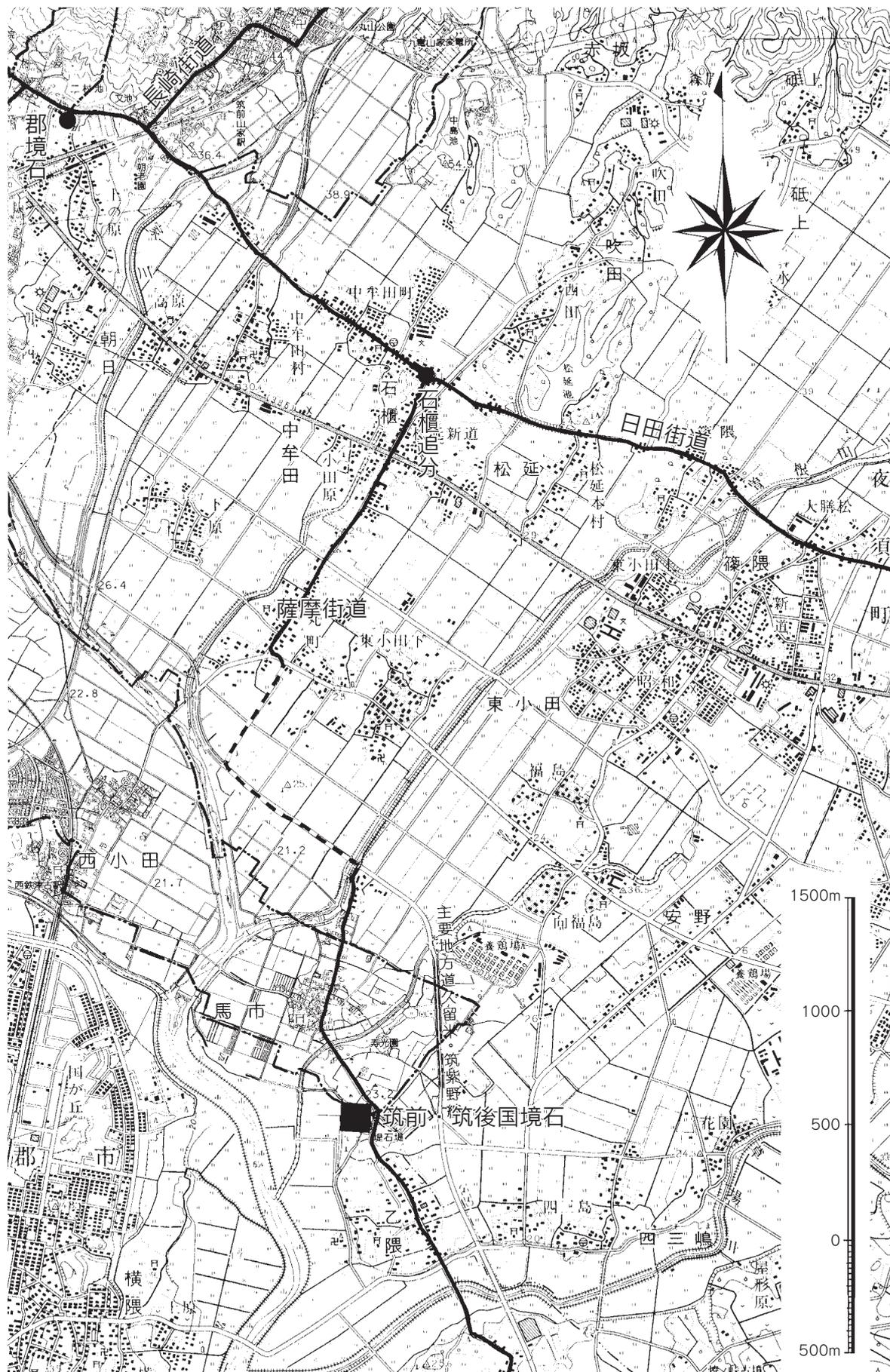


Fig. 1 筑前・筑後国境石周辺の主な街道図 (S 1/25,000)

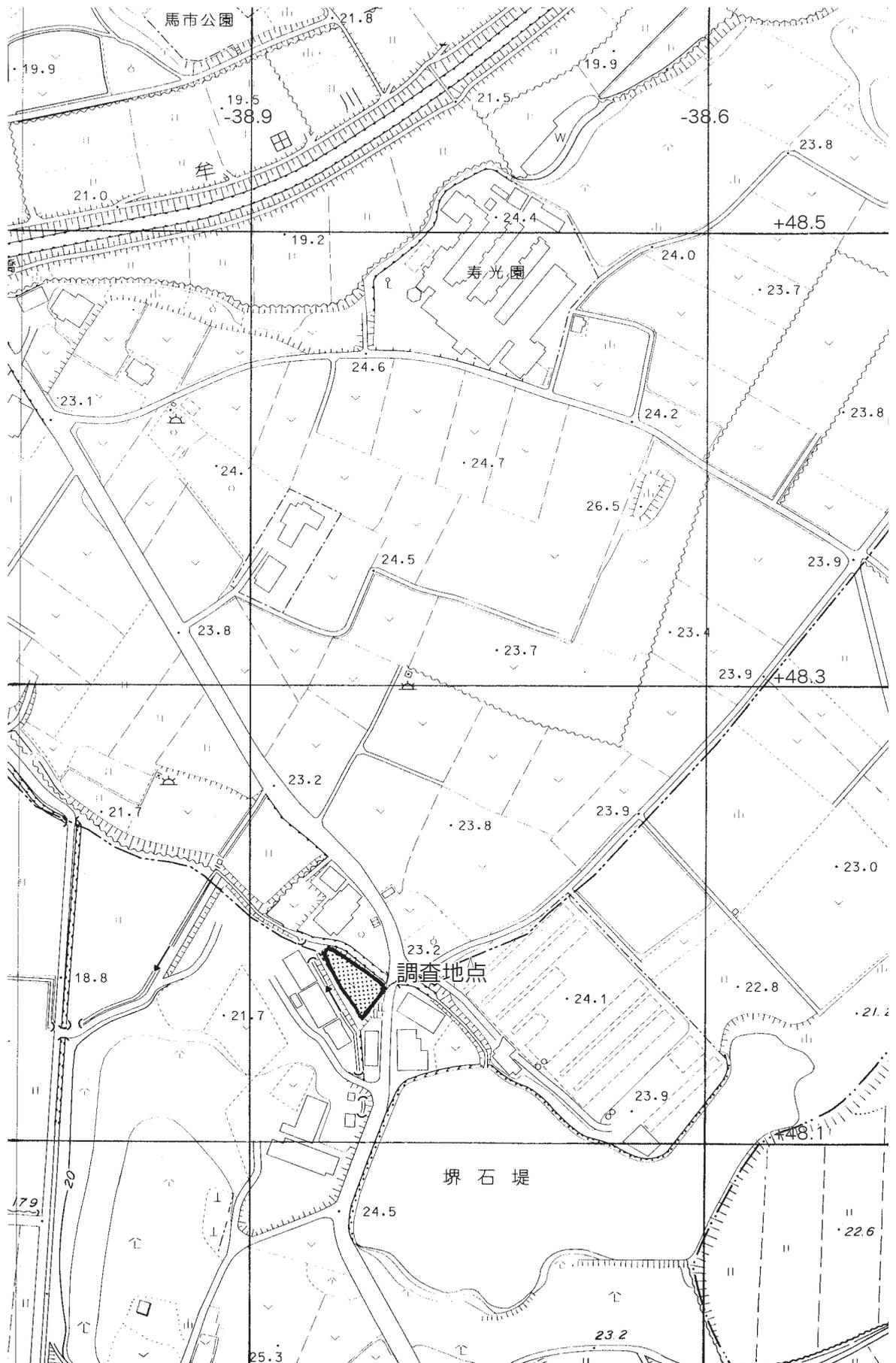
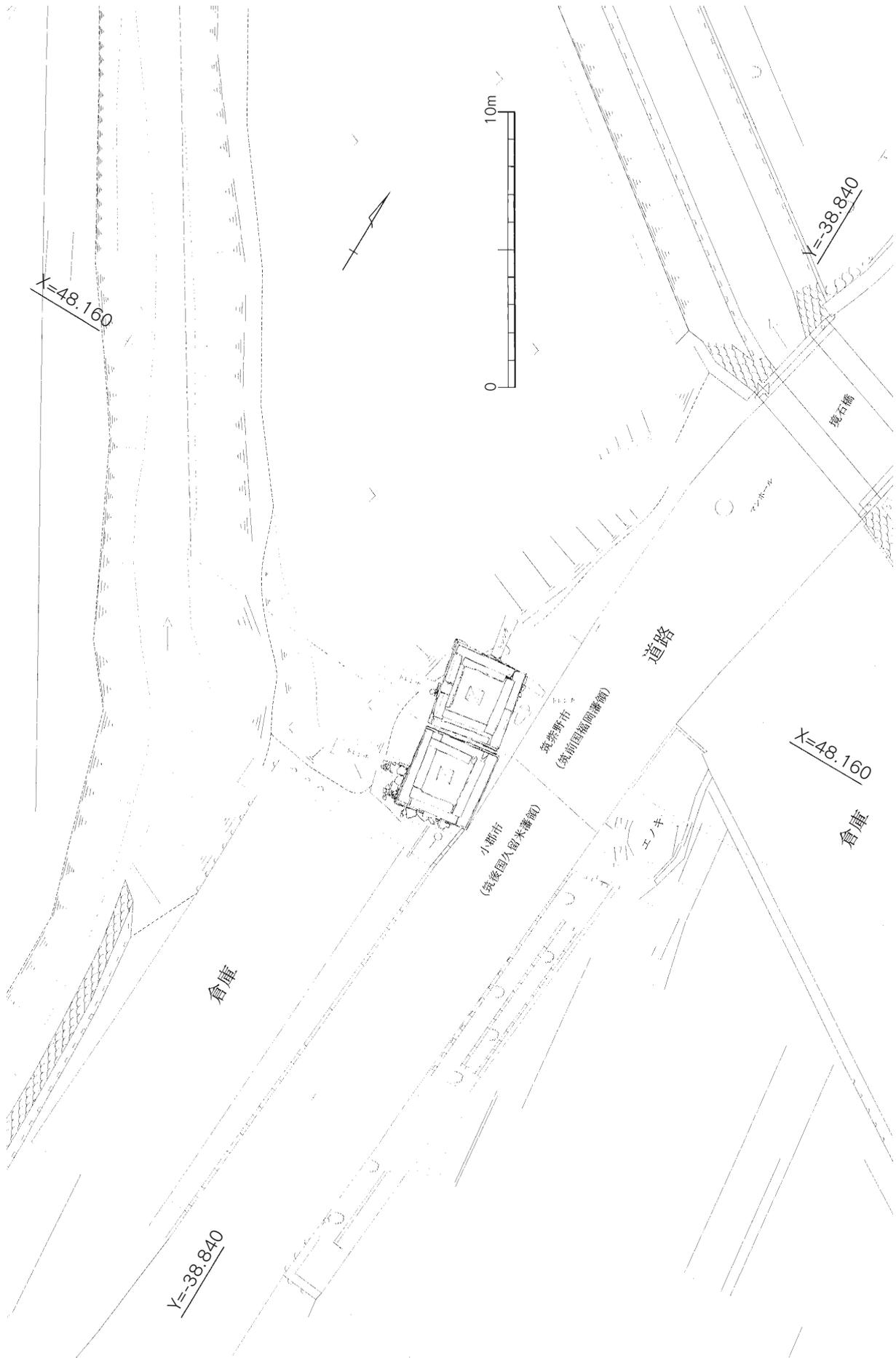


Fig.2 筑前・筑後国境石周辺地形図 (S1/2,500)

Fig. 3 筑前・筑後国境石周辺地形測量図 (S1/200)



3. 筑前国境石調査の記録

①平成14年度の調査内容

平成14年度は、小郡市教育委員会が主体となって、両国境石の基壇外側に5箇所と礎石上にトレンチを設定して国境石本体並びに基壇外周部の地業痕跡を調査した。

基壇外側のトレンチは、筑前国境石正面（東側）の中心Aと正面基壇石の北端側B、基壇北側中心部C、境石背面（西側）E及び筑後境石背面Gの5本を設定し土層の確認を行った。

この5本の内 A～A'面・B～B'面・C～C'面には、地山上に10～20cm程度の厚みで3層ないし5層の版築層が存在している事が確認できた。これらの層は土の混合の違いはあっても硬化していた。これは道路敷き及び基壇基礎地業の一端を示していると考えられる。

また筑前国境石背面（西側）E～E'面には同様な盛土は遺存していないが、対峙するF～F'面（筑後国境石側）には同様な盛土の一部が残っていることが確認された。このことから本来は、E～E'面側にもF～F'面側と同様な版築状の盛土は存在し、Cトレンチの方へ続いていた可能性は考えられたが、EからCの間には、版築状の盛土が存在せず、隣接する畑と同様の土だけが確認された。

このことは筑前国境石の背面（E～C）側に比較的新しい時期になんらかの作業の手が加わって本来遺存するべき基礎地業が、削平された事を示唆していた。筑前国境石建立当初の基礎地業は、基壇からある程度の範囲を版築状の盛土により基礎地業としていたと考えられる。

但し、筑後国境石側の基礎地業は、版築状の盛土面にさらに捨て石を敷きつめ、地山の安定化をはかるなど筑前国側に比べるとより丁寧な地業を行っていた。

また版築状の盛土は正面側（街道側）のA～A'面・B～B'面では、背面側よりは、かなり強度の硬化を示し、他のトレンチでは街道に面したA～A'面・B～B'面の2箇所よりも硬化がさほど顕著でない事が確認できた。この版築層を科学的に分析し、復原の際の参考にするために平成15年度に土質分析調査を行なう事とした。



PL.1 整備前の筑前・筑後国境石

②平成15年度の調査内容

地山検出

平成15年度は、平成14年度に調査した基壇外側のトレンチ層序を基本に①国境石背面（西側）旧地形の検出作業。と②国境石本体の解体を行いながら内部構造確認調査を行った。

近隣に住まわれる方からは「昭和の初め頃には、国境石の背後には1 m程度の犬走りがあった。」と聞いていたが、筑後国境石背面には基壇裾部より1 m弱の幅の平坦面が検出された。しかも筑前国境石西側の基壇中心から北西コーナーの基壇裾まで旧地形を取り崩すまでに掘削がおよんでいる事が確認された。この結果は、平成14年度のトレンチ調査での版築状の盛土が遺存していない事の裏付けとなった。筑後国側の検出結果と北側畑の道路肩の地形を元にコーナー付近の旧地形の復原をすると筑後国側よりは、少し狭い平坦面が存在していたと考えられた。

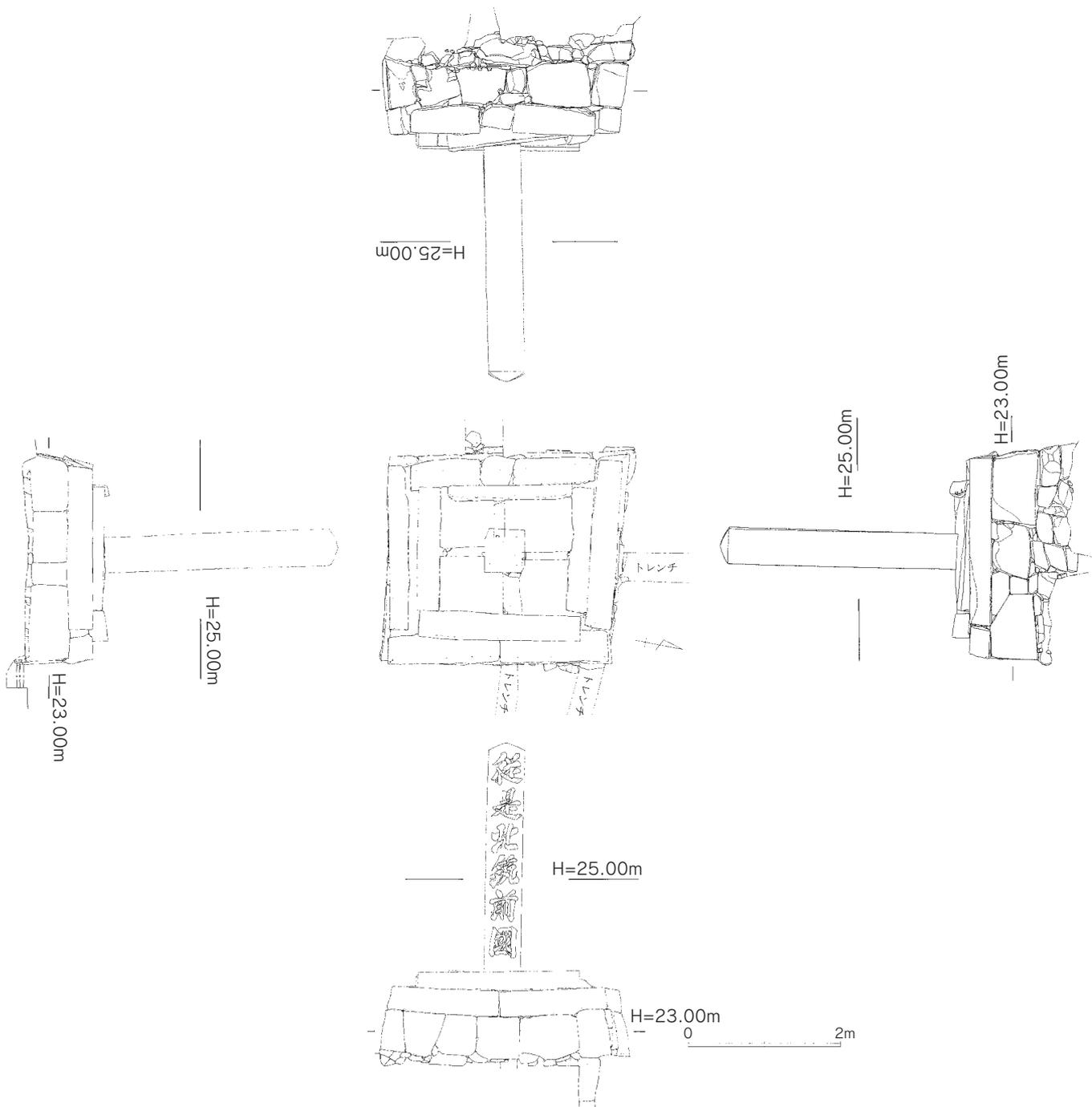
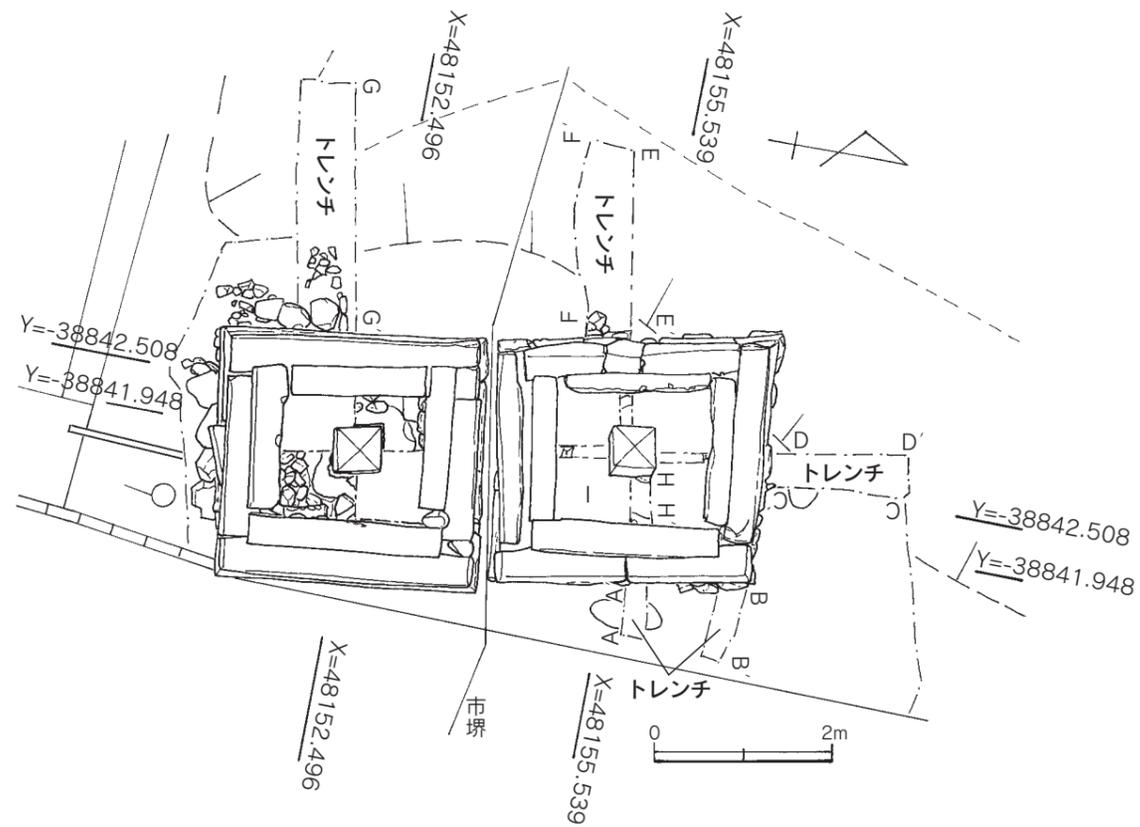


Fig. 4 整備前の筑前国境石実測図 (S1/80)



土層名

廻縁内

- 1 円礫を多く含む暗褐色土
- 1' " (やや淡い)
- 2 淡黄白色粘土ブロック+暗褐色土
- 3 円礫を多く含む淡黄色粘土

A-A' B-B'

- 1 道路工事の攪乱
- 1' 廃棄土
- 2 黄褐色砂礫を含む褐色砂質土
- 3 褐色土 (砂粒を多く含む)
- 3' 3に黄褐色砂礫土が均一に混ざる
- 4 黄褐色砂質土
- 5 黒色土ブロックを含む褐色土
- 6 黄褐色砂礫をわずかに含む黒色土
- 7 黄褐色砂礫土の下に褐色土がからむ
- 8 黒色土+褐色土

C-C' D-D'

- 1 表土 (廃棄物多量に含む)
- 2 褐色地山粒子をわずかに含む漆黒灰色土 (ビット埋土)
- 3 固くしまった黒灰色土
- 3' " (やや褐色がかる)
- 4 黒褐色
- 5 暗褐色土
- 5' " (地山砂礫土を層状に含む)
- 5'' " (やや暗い、地山砂礫をわずかに含む)
- 6 明褐色地山ブロックを含む暗褐色土
- 7 明褐色地山ブロックを含む黒褐色土
- 8 黒灰色土

E-E' F-F'

- 1 表土
- 2 茶褐色ブロックを少量含む暗褐色土 (固くしまる)
- 3 黒褐色土 (固くしまる)
- 4 やや淡い黒褐色土 (砂粒を多く含む。固くしまる)
- 5 明褐色地山ブロックを含む淡黒色土 (土師器片を含む)

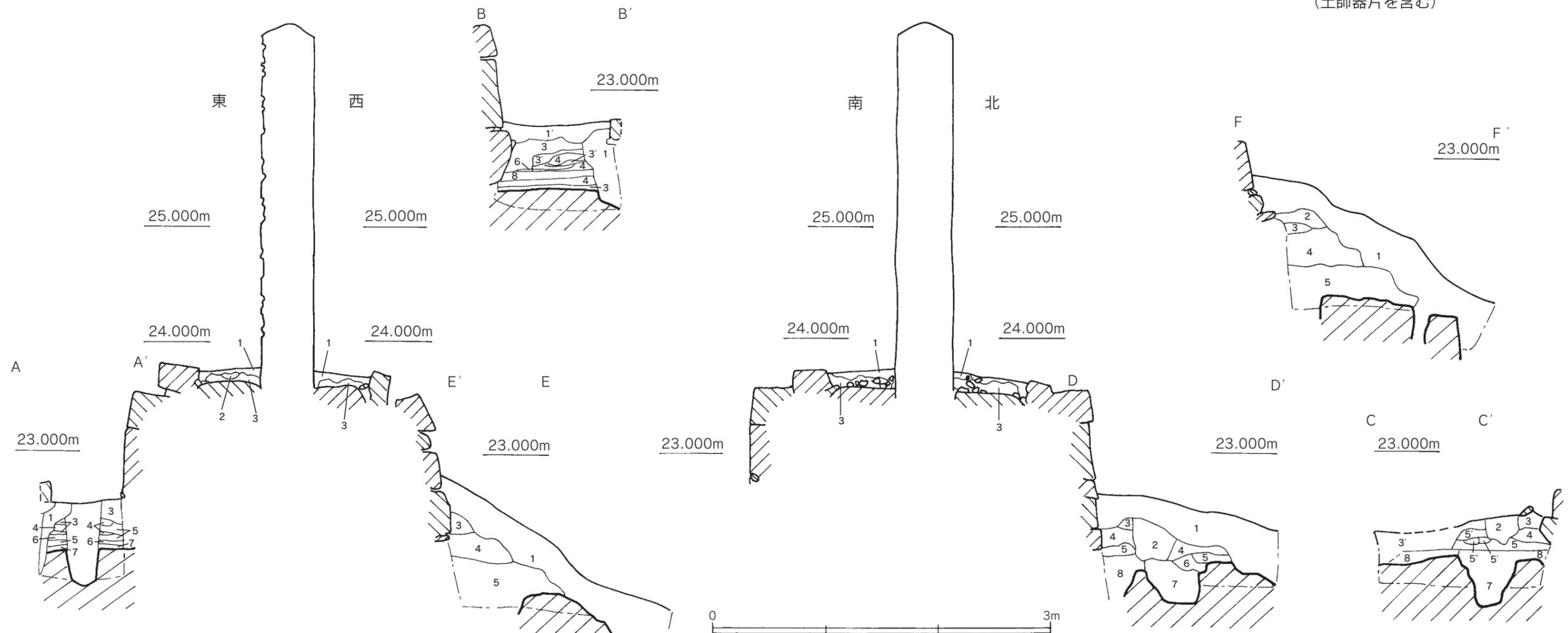


Fig.5 筑前国境石試掘トレンチ位置図及び土層図 (S1/80・1/40)



I



F~F'



H~H'



A~A'



B~B'



F~F' 近撮

PL.2 試掘トレンチ土層

先述したように地山検出により一部の平坦面が遺存している事と基壇裾スレスレまで削平されている事が確認できた。基壇裾から畑の表土面までの比高差は1m、地山までは1.5mと高低差がある。これは平坦面が比較的新しい時期に掘削により消失した結果であり、このことが国境石本体をのせる地山のバランスを崩し、基壇のズレと棹石の傾いた要因のひとつとして考えられる。

また地山自体の地耐力を分析するために基壇周辺部付近は、スエーデン式サウンディング試験により地盤の許容支持力を求めた。試験は基壇周辺部に3箇所を箇所を設定し行った。3箇所の試験結果では、いずれもGL-0.25m程度で30KN/m²を越えていて、国境石本体の荷重には耐えうる結論だった。しかしこれらは、均一に荷重がかかった場合であり、何らかの原因で偏荷重がかかった場合は、支持力以上のものになる。との分析結果も含まれていた。

貫入試験と並行して版築状の盛土について土質試験を2箇所4資料で実施した。それらの盛土は、工学的に近い性状を有し、元々の表土に風化花崗岩（砂質土）を混合したものである事と、硬度の違いは、盛土を交互に行う時点での土の混合比の違いにより生じた結果であると分析された。

解体調査と内部構造調査

整備前の国境石本体は、①棹石が北西及び西側に傾いている。②東西南北すべての廻縁が沈下している。③基壇の北西部付近にズレがあるとともに沈下している。等の問題があり、解体調査及び内部構造確認調査によりこれらの原因を把握する事を前提とし開始した。その結果をふまえ復原整備案を作成した。

解体作業は平成14年に作成した実測図を基に、国境石全体（東西南北）に基準点及び水準線を記入するとともに図面上にあるすべての石（東西南北別に）に番号を付し、廻縁から断面図及び平面図を完成させながら順次取り外しを行った。また廻縁を取り外した後に前年度の調査トレンチ位置に合わせて基壇内部の東西南北4箇所の土層図を作成した。

廻縁取り外し後の基壇内部の埋土状況は、礎石上に黄色粘土に碎石をまぜたものが10cm程の厚みで充填してあった。これは平成14年度のトレンチ調査で確認されていたが、しかし礎石上の全体にはこの層はなく、部分的に取り除かれ別の土を補充した事が窺えた。

次に天端石も廻縁と同様に断面図を作成しながら取り外した。現況での天端石の沈下は、正面（東側）中心部に僅かと西側に大きく認められる。天端石は、高さや水平の調整を行い、安定をもたせるために拳大の割石や転石を介石としていた。北側天端石は、三方の形状に見られない、かなり歪な形状・大きさを呈していて不自然な感じであったが、取り外しの段階では精査できずにいた。仮組みの時点で、この天端石の裏面に彫りこんだ文字があるのに気づき、確認すると「□□北筑□領」の刻銘のある前代の棹石が、天端石として使用されている事が分かった。

また礎石と天端石の間に充填されていた黄色の粘土は、基壇内部全体には行き渡ってなく、基壇中心から南側の範囲に残っていた。この粘土層の残る範囲は、廻縁の沈下や基壇のズレがない箇所と一致した。本来は礎石と全ての天端石の間は、この粘土層で充填され防水の役割をしていたと思われる。しかし粘土層の消失した範囲の土は隣接する畑の土で埋められていた。突き固めた状態もなく、粘質性は非常に弱いため、基壇外部に流失していた。この結果も国境石に与えた影響は大きく、このことも廻縁や天端石の沈下や棹石の傾いた要因のひとつに上げられる。

廻縁と天端石取り外し後に基壇の平面図実測および断面図作成を行なった。

次に基壇の取り外しについては、沈下のない南側（小郡市に接する基壇）と東側（街道側）の三

石を復原の際の基準として現状のままにする事にした。この結論をだすために県教育委員会文化財保護課田上稔氏並びに小郡市教育委員会佐藤雄史氏よりアドバイスを戴いた。その上で解体作業を委託した業者とも打ち合わせしたが、基壇の全石材の取り外しとなると完全に復原する技術は現在ないために、全基壇の石の取り外しは断念した。

基壇取り外し後に北トレンチの土層を精査すると、その埋土は、畑の土（火山灰質の黒色土）で締まりがなく、版築状につき固めた様子もなかった。しかも埋土には、ゴミや昭和30年代の10円硬貨が含まれていた。このことからトレンチ周辺部分については、昭和の時代になんらかの理由により、埋土が入れ替わった事が確認できた。

西トレンチにあたる天端石と基壇にはぐらつきがあり、不安定な状況下にあった。土層を精査すると、これらの石の周辺埋土だけが、北側トレンチと同様になんらかの理由で畑の土に変わっていた。またこの天端石と基壇に使用された石は、建立当初のものでなく、あきらかに違う石が、充填された畑の土の上に隙間を埋める形で単に据えられた状態にあった。このことがぐらつきの原因となっていた。これも西側の基壇の沈下の要因のひとつと思われる。

西トレンチから北トレンチの間の攪乱土（畑の土）を除去し、土の入れ替わった範囲を確認した。範囲はFig. 7の網部分にまでおよんでいた。これは基壇内部の1/3強の広さを占めているために天端石の沈下や棹石等に与えた影響は大きかったと思われる。

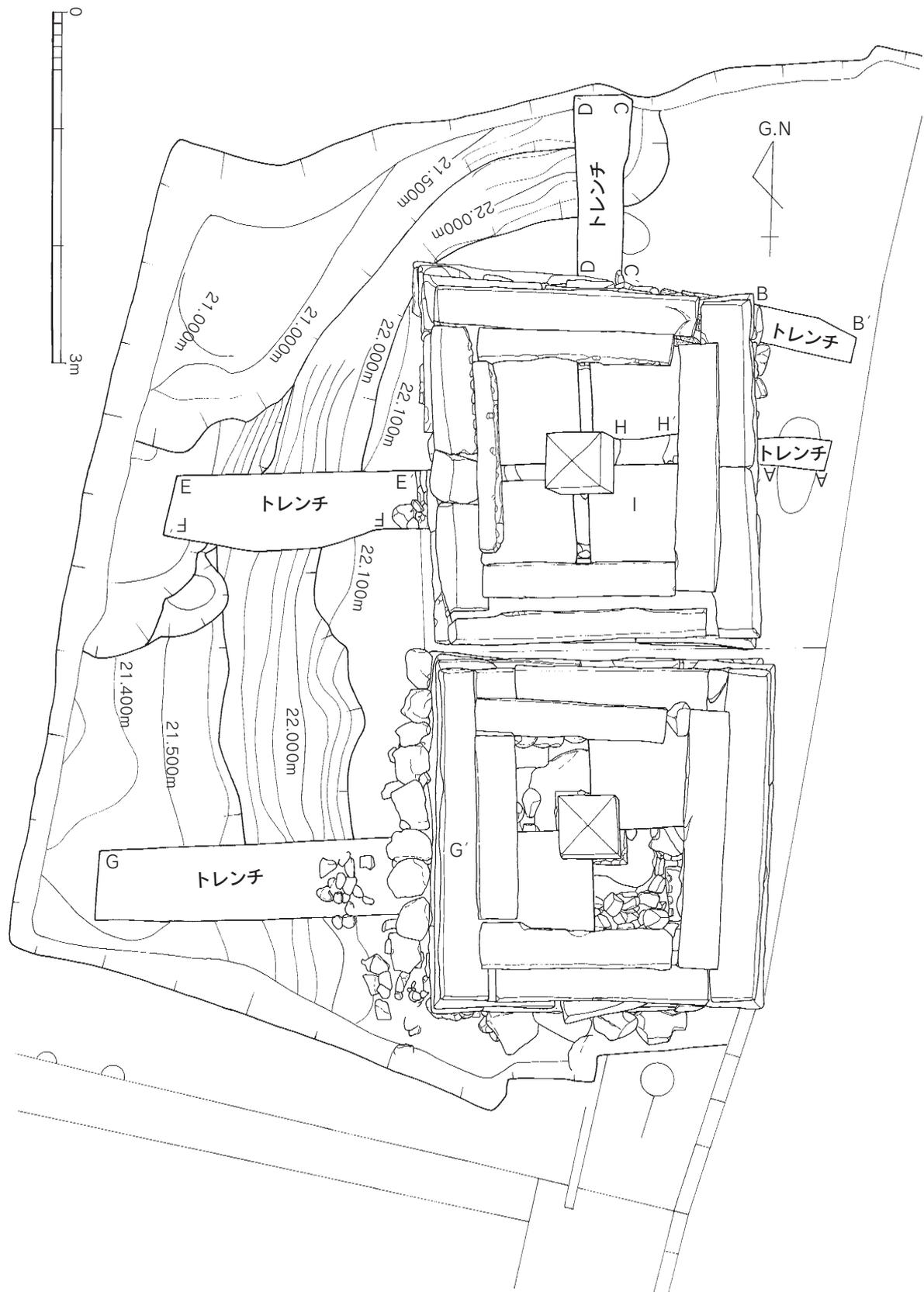
詳細は後述するが、礎石と棹石は四方が楔により強度の安定状況にあつて棹石だけが傾いたとは考えられず、土の入れ替わりが、礎石自体を北西側に傾けた原因とも考えられる。

東・南トレンチの土層を精査すると前述の北・西側の2箇所よりは、僅かではあるが、締め固めた状態で、前述の畑の土よりは安定した状況にはあつたが、本来の基本層となる土自体が火山灰質のものであり、もともと土の締まる要素はないために他の遺跡の版築のように硬化した状態ではないことは歴然としていた。



PL.3 旧地形検出状況（北から）

Fig.6 旧地形実測図 (S1/50)





西から



南西から

PL.4 旧地形検出状況

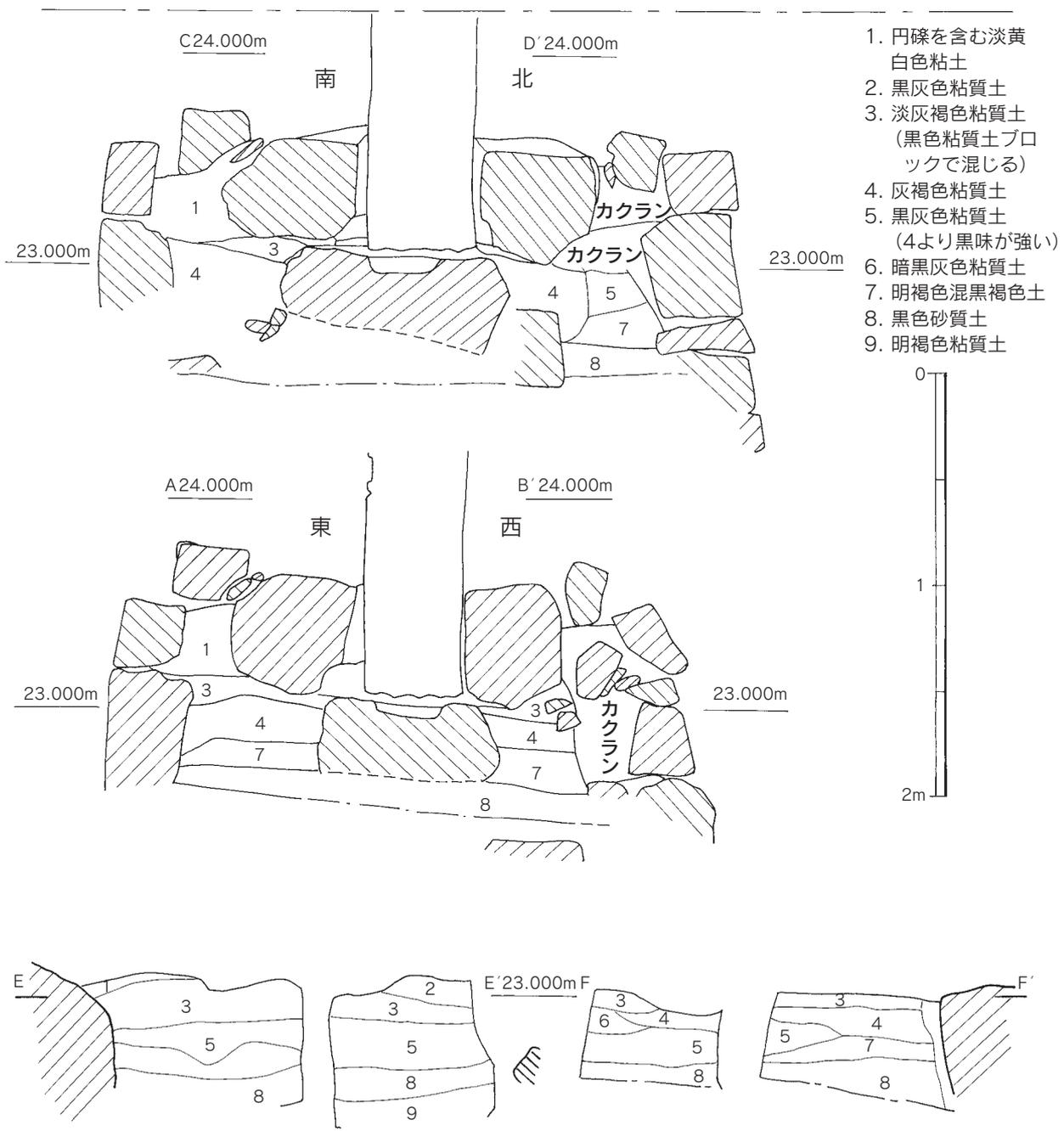
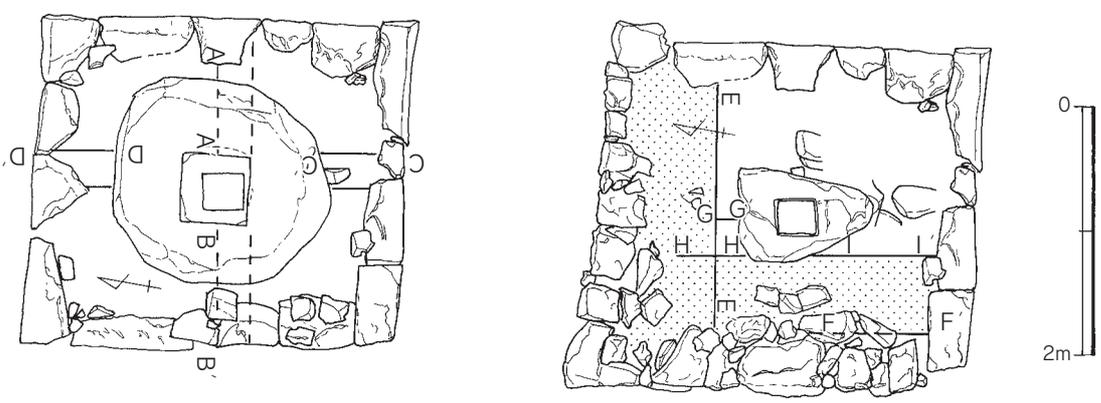


Fig. 7 基壇内部の土層位置図及び土層実測図 (S1/60・1/30)



D~D' 土層



C~C' 土層



F~F' 土層



G~G' 土層

PL.5 基壇取り外し後の土層



H~H' 土層



I~I' 土層



カクラン状況

PL.6 基壇取り外し後の土層

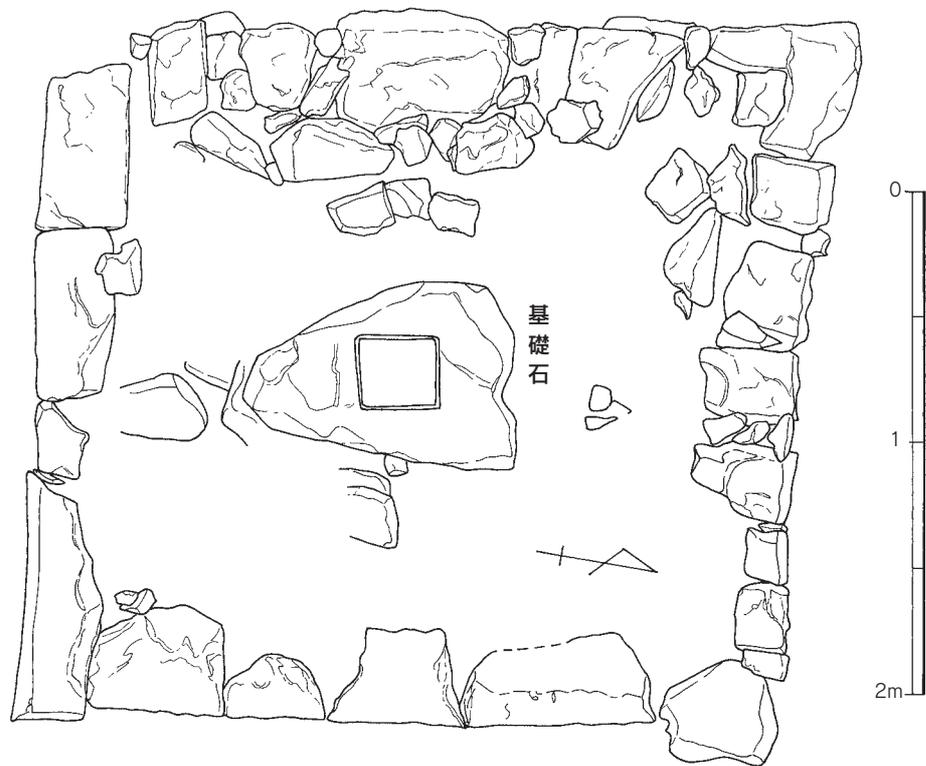
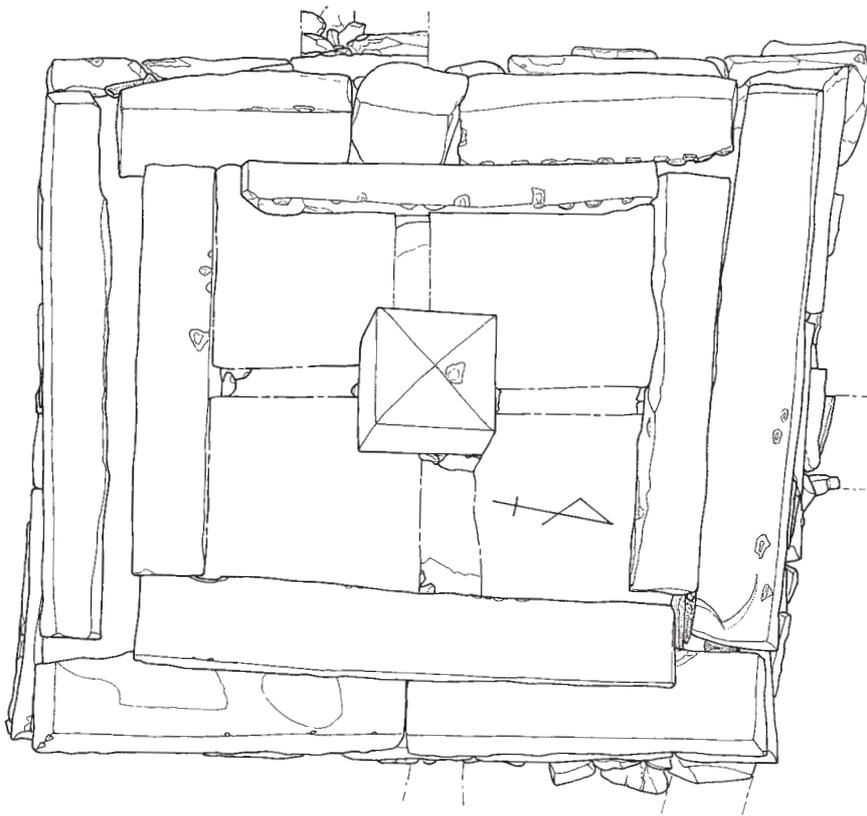
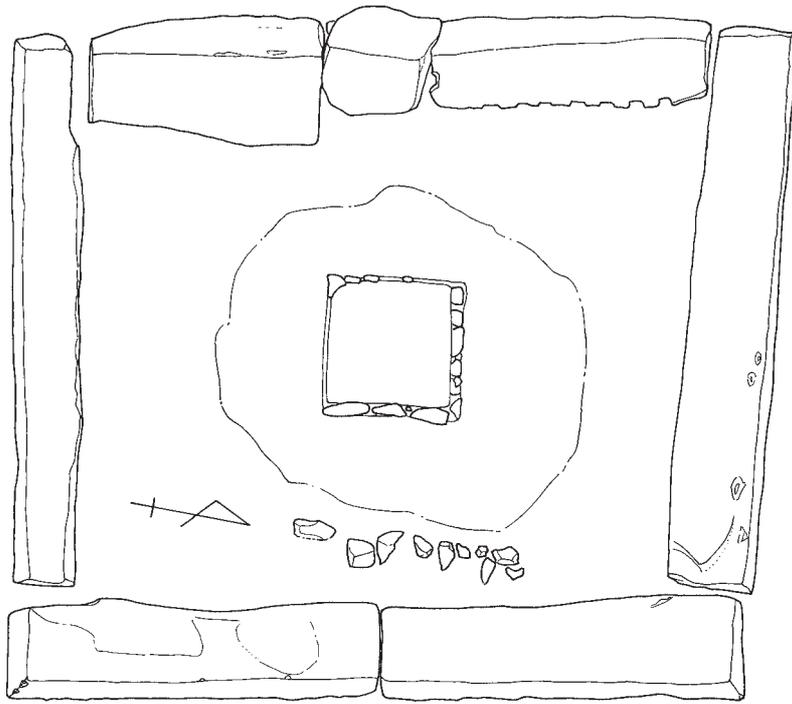


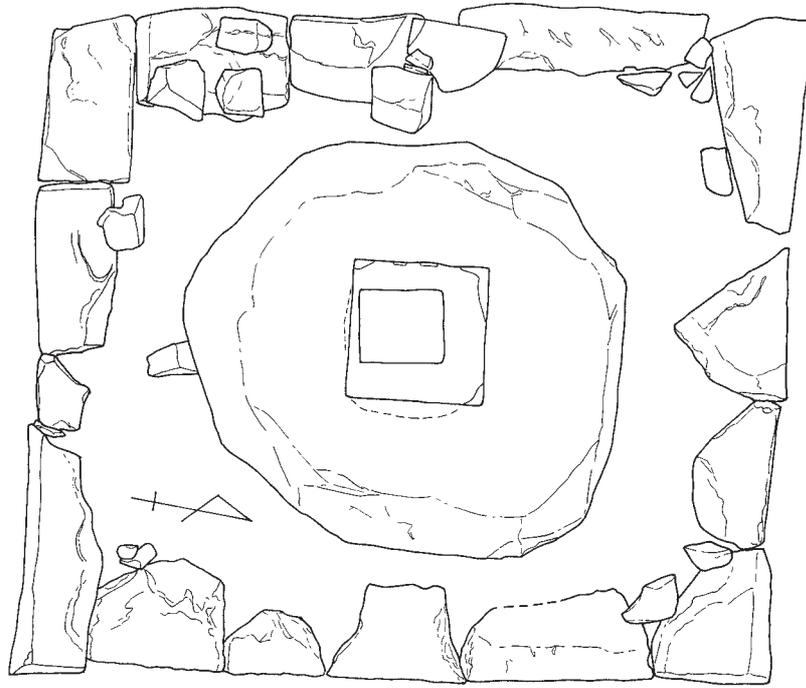
Fig.8 基壇・礎石・基礎石実測図 (S1/30)



PL.7 整備前の筑前国境石







③内部構造

北側・西側の基壇の取り外しによって内部構造は棹石と棹石をささえる礎石からなる事が分かった。棹石を支える礎石は基壇の中心部に据えられ、基壇石積みは、この礎石を保護するための化粧石としての役割をなし、礎石を支えるためのものでない事も確認できた。

棹石を取り外すためにホゾ穴周辺部（楔状況）の図面等を作成し、写真撮影を行った。

棹石は、全長3.6m・幅0.48~0.49mの直方体の形状をなすが、南西側の基部の一部にえぐれた箇所もあるが、総体的には整った形である。棹石は、基部を礎石に0.5m程差し込み、ホゾ穴との隙間には鉄製楔と割石を用いて礎石との固定を行っている。北側の楔は、長さ20cm・頭部幅8cm・重さ1.44kgと重量感のあるものと長さ18cm・頭部幅7cm・重さ0.35kgの2本を用い、しっかりと固定されている。また西側には長さ18cm・頭部幅7cm・重さ0.7kgの鉄製楔を1本用いている。これら以外には花崗岩の割石を使用している。東側の隙間には長さ15cm・幅6~8cmのやや大きめの石を3固体並べて楔としていた。また棹石のえぐれの部分には、割石をキッチリ詰め込んだ状態が示された。南側の隙間には割石の小片を詰めているが、これらは楔というより隙間に小礫を詰め込んだだけの状態を示していた。これらの楔の有り方から棹石を礎石に設置する際、北東方向より棹石を差し込んで設置し、傾きや高さのバランスを調整した事が窺える。

棹石を支える礎石は、幅1.5m・長さ1.2m・厚み0.7~0.9m・重さ2.55tを測り、不整な楕円形の形状を呈する。礎石下面は厚みに差異があり、単独では安定していない。礎石を埋土上に安定させるために花崗岩の転石・割石を用いて裏込めとしてバランスをとるが、土の入れ替わった北・西側には裏込め石は少なく、埋土上にただ据えた感じで安定感がなかった。これは土の入れ替わった同時期に多少抜き取られた可能性も考えられる。このことも棹石の傾いた要因にあげられる。

ホゾ穴の大きさは、礎石上面では0.5m四方を測り、棹石との隙間が殆ど無い状態に穿ってある。ホゾ穴は礎石本体を貫通していて、内部は、のみ切りで表面は粗いままである。上面は0.5m四方だが、下に向かってカーブし、下面の方に広がりを見せる。このホゾ穴内部の隙間には、最下層に小礫を敷きその上に火山灰質の黒色土に地山の混在した埋土を充填していた。この結果から整備時には、礎石周辺の埋土を安定した土壌に替える事にした。このために礎石の取り外しを行ったが、この段階で、礎石の真下に長さ0.9m・幅0.5m・厚み0.5mの基礎石が存在していることが明らかになった。この基礎石の発見は、天端石に再利用された石柱とともに以前の筑前国境石が石柱であった事の根拠であり、これまで筑前側の道標が、木柱と言われてきた伝承を覆すことになった。

基礎石には幅0.3m四方のホゾ穴がある。そのホゾ穴の削りこみは、深い所で7cm、浅い所では3cm程度で礎石は貫通していない。ホゾ穴の周辺北・西・東側には鉄錆の痕跡が確認され、棹石の固定に鉄製の楔を使用していた事を示していた。またホゾ穴の大きさにより前代の棹石は、0.3m弱四方の大きさであると推察できた。このことにより前代の道標は筑前・筑後共に同じ大きさのものが建立されていた可能性を窺うことができた。基礎石周辺の裏込め石は、不統一な転石や割石を用いているが、隙間もあり雑である。ただ基礎石周辺の埋土は、火山灰混じりの地山を基本にしているが、やや締め固まった埋土であり、基礎石は安定した状態にあった。このため基礎石の取り外しやこの付近の埋土の掘削は行わず、この状況のままで整備をする事とした。

また振石の下には風化の進んだ自然石が、整然と並べて積んであったが、基礎石付近は隙間のある状態であった。これは振石の根石を兼ねた位置決め石であると思われる。



北側



東側



西側



東側



東側

PL.8 ホゾ穴と楔検出状況



東から



南から

PL.9 礎石検出状況



北から



南から



基礎石 (南から)



ホゾ穴近景

PL.10 基礎石検出状況



PL.11 前代の棹石

「□□北筑□領」の棹石及びガランサン

解体調査で天端石に転用された前代の棹石と基礎石が確認されたことは、既に述べたがここで詳細を述べる。

棹石は、天端石に転用するために頭部を削り落とし、刻銘のある表面をも削り、規格を調整する作業を行っている。しかし作業は、全面に及ぶ事なく雑で大まかな長さが合った段階で作業を中止している。

現状のこの石の大きさは、長さ2.19m・幅0.29mを測る。また銘の部分もハツる作業を行っているが途中で中断している。この中断が不幸中の幸いと言うべきか「□□北筑□領」の銘を残す結果になった。この石柱に丁寧な仕事がされていたら、今回の発見はなく、これまでの伝承通り、筑前国の境は木杭と言われた事であろう。またこの石柱には「享□十八□□丑年十月□」の刻銘があった。現在県内の「領」銘境石・道標には確実に年号の刻まれたものはなく、推定の域を出ていないものが多い。このため年号が確認できた事の意義は大きい。

国境石に対峙して榎の大木があるが、この根元にガランサンと呼ばれる石体がある。何を祀るのか、いつ頃建立されたか不明。しかし西小田(馬市)の天満宮のオザのある12月6日に神職を先頭に村全員で参拝する習慣があり現在も行われている。これは西小田の村境を守るものと思われるが推定の域を出ていない。石体の風化は著しいが、今回の調査中に「猷」と「西小田」の刻銘が確認できた。前後の文字は不明だが、「猷上□□」もしくは「□□猷上」と刻銘してあった可能性はある。これは西小田が、建立した根拠であろう。

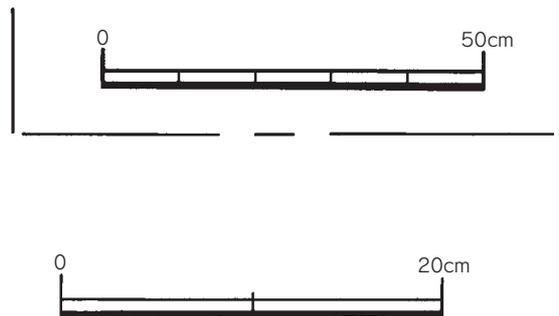
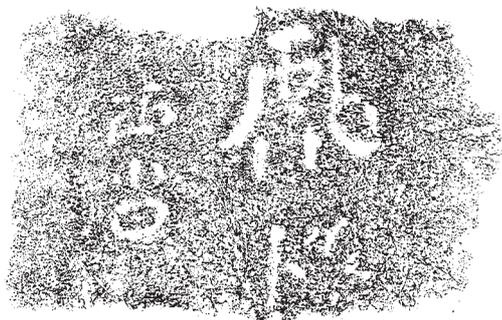
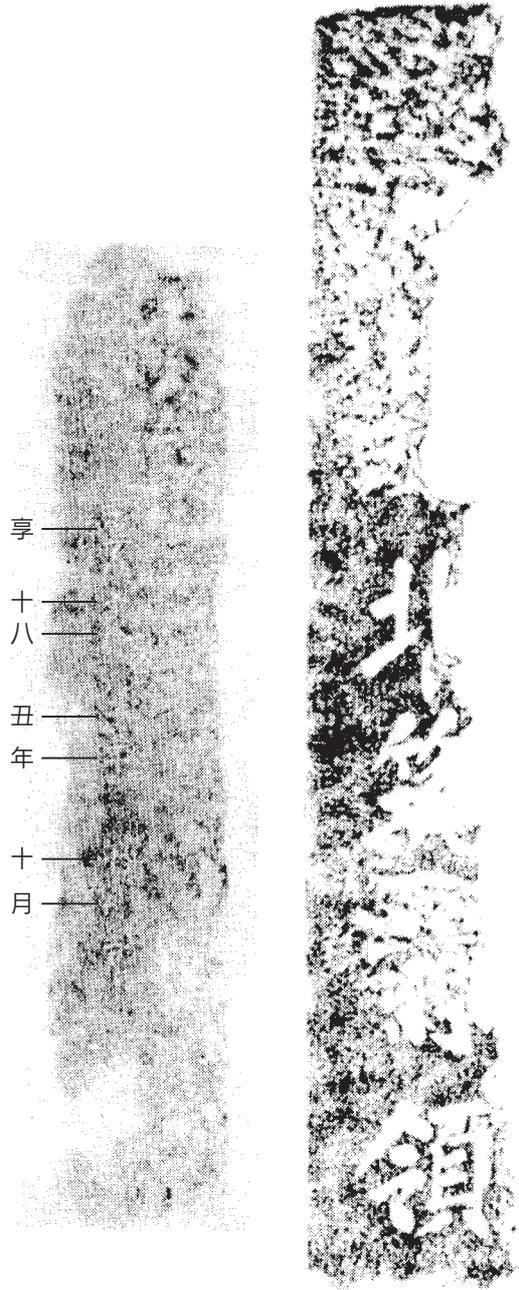


Fig. 9 前代の棹石及びガランサン拓影 (S1/10・1/4)

4. 確認踏査

①平成14年度の範囲

筑紫野市と嘉穂郡筑穂町、朝倉郡夜須町の境界対象範囲として踏査を実施。大根地山山頂部を起点に夜須町境へと南下した。大根地山山頂部は、太平洋戦争時代等の建物の基礎が残り、地形は大きく改変されている。「従是西御笠郡」「従是東穂波郡」の郡境石が残る長崎街道冷水峠頂部までには近世以前の境石は確認できなかった。次の夜須町境でも確認される境界標は、いずれも新しく国有林境界標だけであった。今回の踏査範囲では近世の境界石は長崎街道冷水峠頂部のみで、その他の箇所にはまったく認められない。郡境は街道沿いを除き設置されていないものと考えられる。

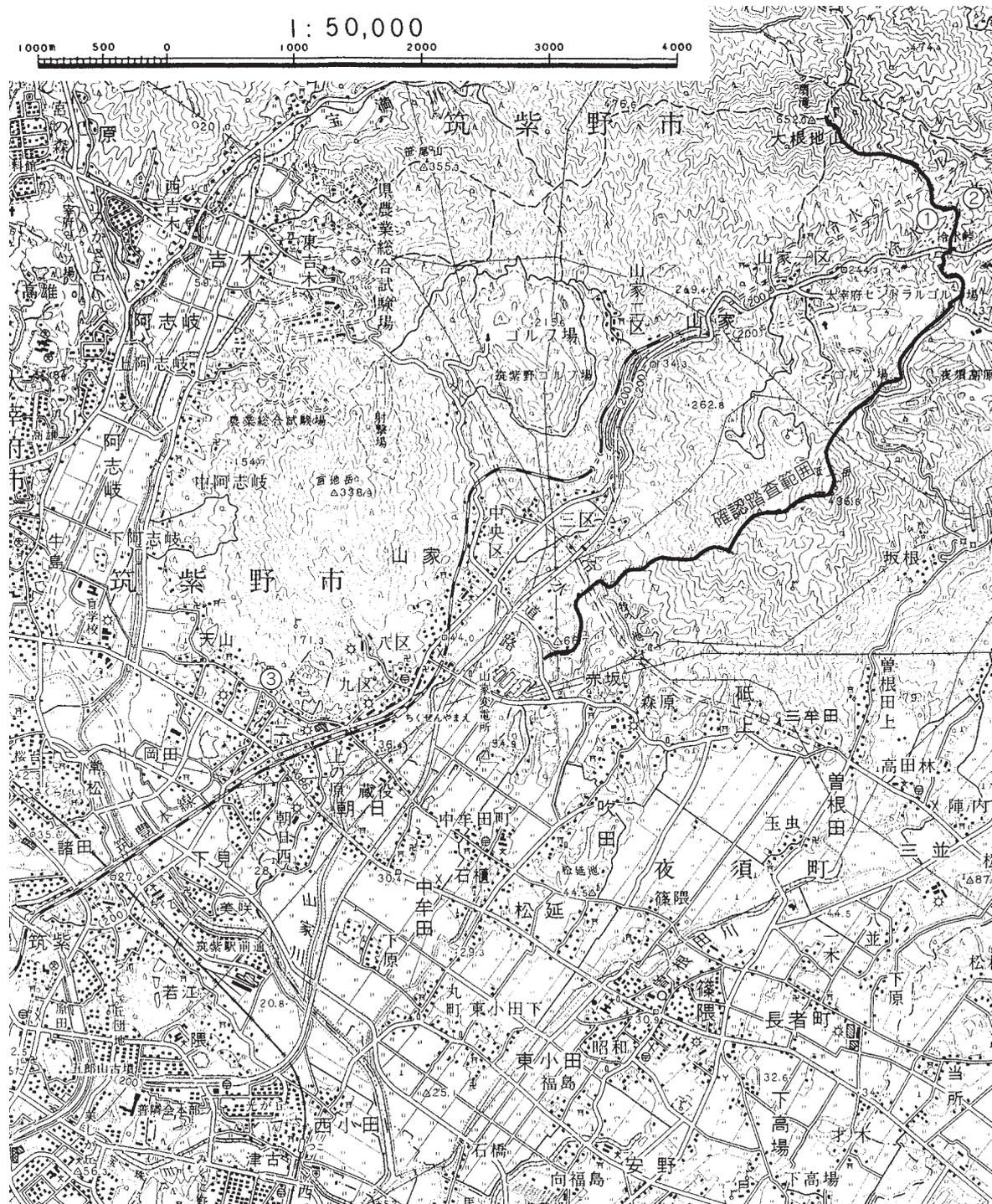


Fig.10 平成14年度確認踏査範囲 (S1/50,000)



PL.12 市域の国境石及び郡境石

②平成15年度の範囲

15年度は基山町境を市内原田から権現山までの間を踏査した。平成14年度の踏査終了範囲から大字原田までの平野部は、これまで色々な調査のうちに踏査が繰り返されている事もあり、新しい境界の発見があるとは考えられず調査を実施しなかった。

基山町境の踏査では9本の境石を確認した。境石は、原田側を起点にして番号を付した。次に個別の現況の詳細を述べる。①20×25cmの角柱で「境」銘を確認。②「境」のある割れ石で三角形の形状を呈す。大きさは計測できない。③面取りされた割石で、30×30cmを測る。やはり「境」の銘が確認された。④30×30cmの大きさに「境」が確認できた。⑤自然石の割石で不整形を呈し、「境」の銘が見える。⑥頭頂部だけが確認できるが、銘は不明。⑦30×20cmの角柱で「境」の銘を確認。⑧扁平な角柱で、大きさは20×15cmを測る。やはり「境」銘が確認された。⑨銘は確認できないがこれまで同様に角柱の形状を呈する。確認できた9本すべての境石が、花崗岩の自然石である。設置の時期は、明確でないが平成14年に刊行された那珂川町文化財ハンドブックによれば自然石の国境石も多く確認されている事から、これらも境石と考えてよいと思われる。⑨の境石から権現山に向かう途中に基肆城の東北門があり、その先は九州自然歩道が続き、新しい境界以外は確認できなかった。以下に確認した境石の座標を一覧表で示す。

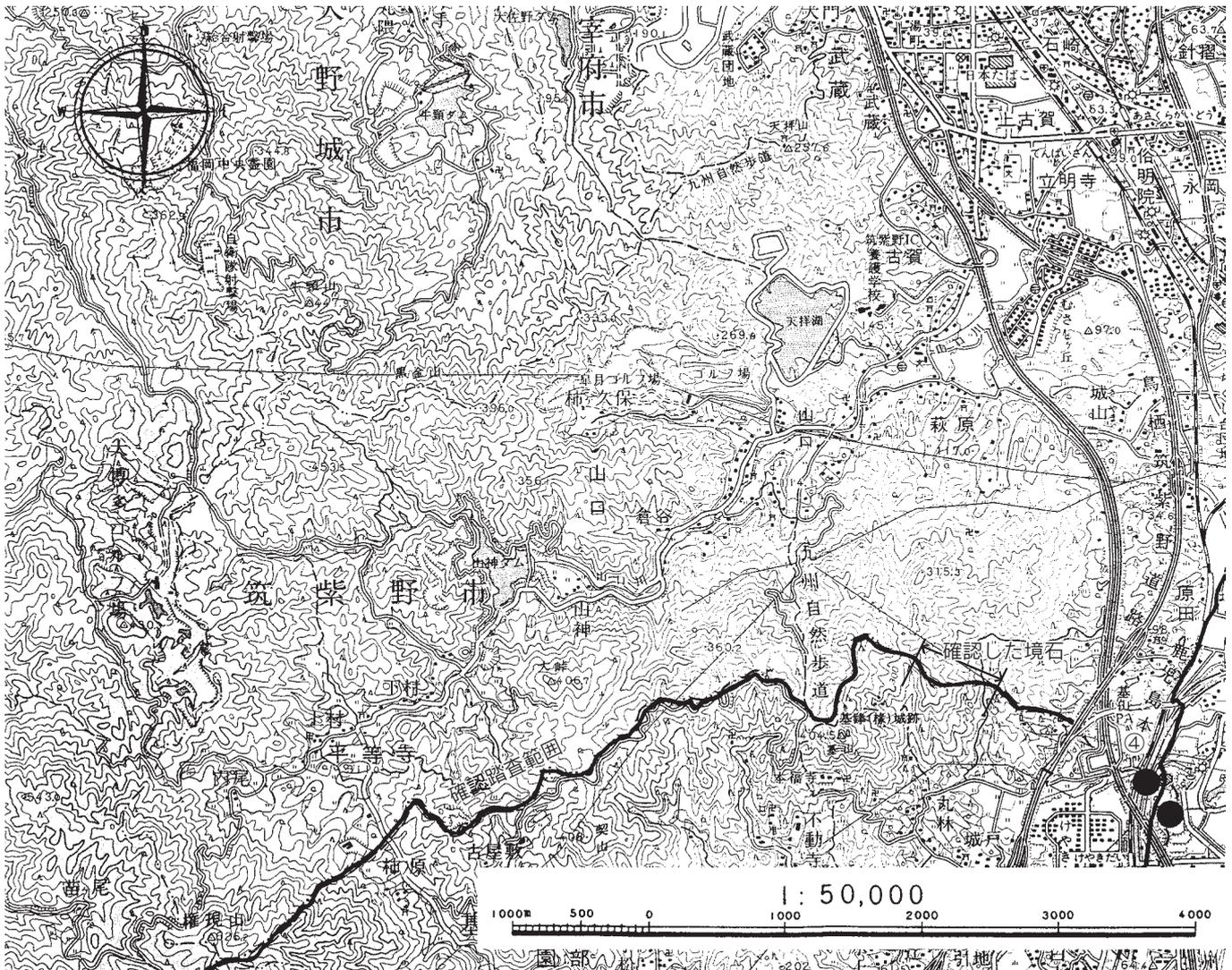


Fig.11 平成15年度確認踏査範囲 (S1/50,000)

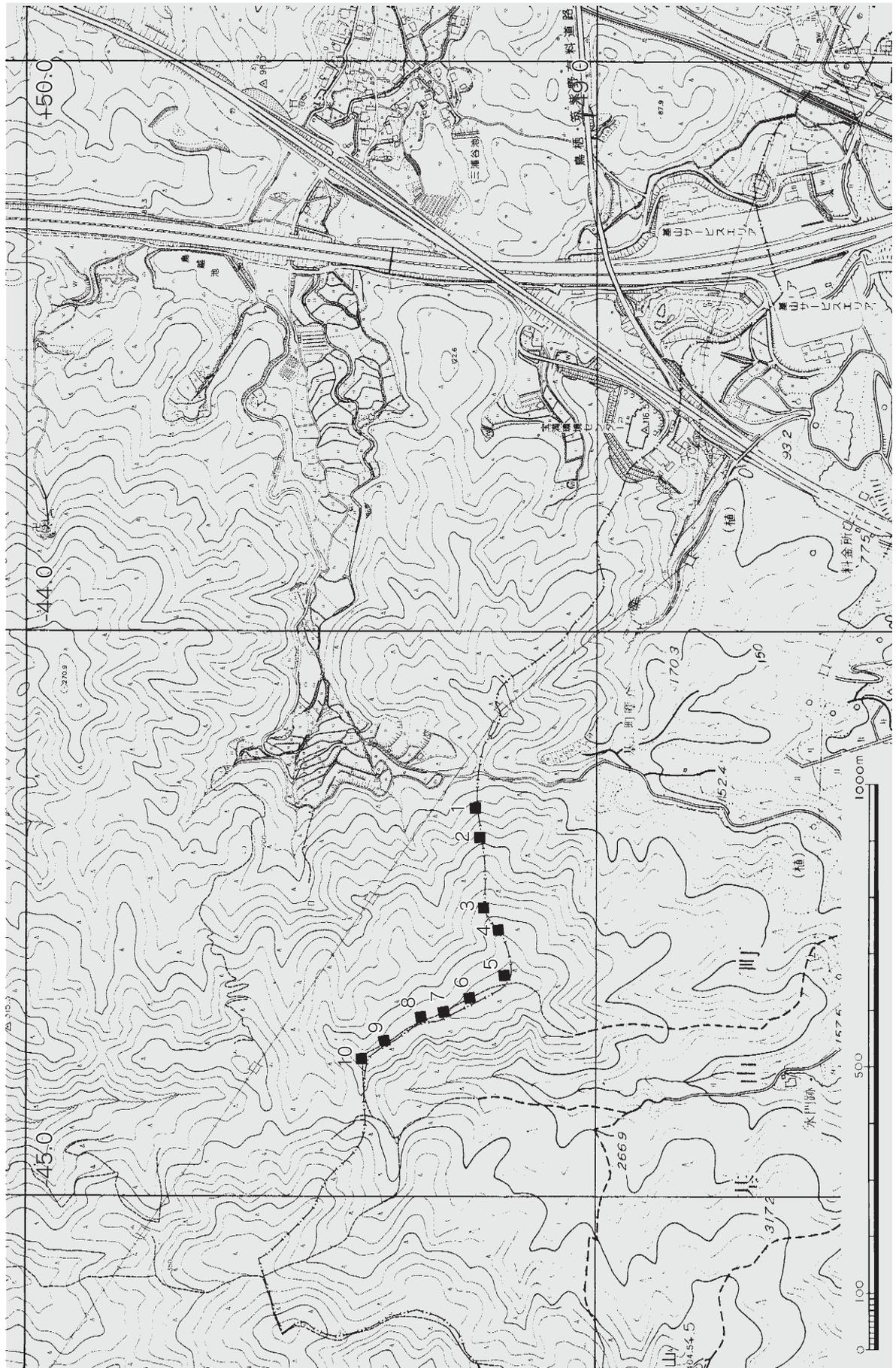


Fig.12 確認した境石位置図 (S1/10,000)

番号	X座標	Y座標	備 考
1	49.410.22	-44.860.67	
2	49.415.29	-44.868.59	
3	49.477.02	-44.927.13	
4	49.486.68	-44.932.92	
5	49.498.09	-44.943.89	
6	49.497.60	-44.954.20	
7	49.500.00	-44.970.35	
8	49.502.00	-44.983.80	
9	49.506.60	-45.009.40	

表－I 確認境石座標一覧表

5. まとめ

I. 前代の「従是北筑前領」銘の石柱について

前述したように解体調査の結果、天端石^{てんばいし}に再利用されている前代の棹石が発見された。棹石の銘は「□□北筑□領」で、これは小郡市埋蔵文化財センター敷地内に保存されている「従是南筑後領」銘国境石を参考にすると、「従是北筑前領」の刻銘であると確定できる。また風雨にさらされて、摩滅しているが、「享□十八□□丑年十月□」と読める年号も確認された。江戸時代に十八年以上続く年号は「慶長・寛永・享保」^{けいちょう かんえい きょうほ}の三時代しかない。また薩摩街道の整備された時期が、延宝年間であることから年号を推測すると刻まれた年号は「享保十八年 癸 丑十月」(1733)と断定できる。

これまで、筑後国の「従是南筑後領」銘の棹石だけが残り、筑前側の棹石の所在が確認されていなかった事から「筑前国の前代のものは木杭だった。」等と伝承されてきたが、今回の「筑前領」銘の石柱の発見は、それを覆した。また久留米藩の寛延3年(1750)頃の記録には、「従是南筑後領」の境石が建っていたという記述があり、これらから寛延3年には、すでに現在地に「領」銘の両国境石が並んで建っていたことを窺うことができる。

旧筑前藩における「領」銘が「国」に変わったのは、天保年間と云われ福岡県内の旧筑前藩の境石・傍示石^{ぼうしせき}や「領」銘の境石が遺存しているケースは非常に少なく、しかも建立時期の刻銘のある境石・傍示石の残っているものは現段階では皆無の状況にある。嘉穂郡額田町・田川郡添田町・朝倉郡小石原村に僅かに残っているだけで、いずれも年号刻銘はなく、建立時期は推定の域をでていない。今回確認された年号は現段階では、旧筑前藩のものでは初めてと云える。

「享保十八年」前後は、全国的にも大飢饉の直後で、福岡黒田藩及び筑後久留米藩の両藩も大飢饉にあい財政・藩政状況といえ、飢饉が長く続き儉約令が出され、財政的にも危機的情勢にあった。この財政の危機的状況下にあつて、「従是北筑前領」を建立している。何故このような時期に境石を建立したのか両藩の記録から考えてみたい。黒田藩の記録の多くは戦時中の空襲のため消失しているものが多いが、残っている記録と久留米藩の記録から「従是北筑前領」銘の石柱が建立された前後の福岡黒田藩および久留米有馬藩の時代を見る事としたい。

享保期の藩政は、黒田継高が家督を相続して第六代藩主になった頃で、当初は藩政に混乱がみられたが、享保十五年に吉田六郎大夫栄年を藩財政立て直しの任にあて、財政立て直しが始まった矢

先の二年後、享保十七年に西日本一帯に起こった大飢饉により大きな被害を出した。飢饉後、吉田栄年は、荒廃した農村を復興するために農村支配機構を整備した。この機構整備に伴って筑後国との国境を明確にしておく必要性は十分に考えられる。ただ国境石を建立したとはいえ、筑前藩の財政難は続いていた、この事は、振石下の根石に石材を再利用するなど儉約した状況からも窺える。

また久留米藩の記録をみると延宝六年に従来使用されていた横隈街道を廃止し、松崎宿から山家宿までを天下道と定めた。しかし元禄十五年頃までは久留米藩では、「冷水越え」を使わずに「八町（丁）越え」のルートを依然として参勤交代道として使用していた。新街道ができたのにも係わらず併行して旧街道を使用していたのは、寛永の頃、久留米藩主二代忠頼公が福岡黒田藩主三代光之公と不和になった事柄に起因している。しかし元禄十五年幕府坂井雅楽頭の仲介により両藩の不和が、解消されてからは、この街道は、久留米藩（有馬）をはじめ薩摩藩（島津）、熊本藩（細川）、柳川藩（立花）等の九州の主だった大名の参勤交代路として明治時代を迎えるのである。この元禄年間以降に久留米藩は、この街道を改めて整備し、「領」銘の道標も建立した可能性も考えられる。しかし元禄年間の福岡黒田藩は、①背振山国境（現福岡市早良区板屋・脇山・椎葉と現佐賀県神埼郡久保山）②豊前境（現福岡県北九州市戸畑区・八幡東区）③肥前境（現福岡県那珂川町五箇山と佐賀県神埼郡小川内）等の境争いが続いた時期で、これらの境もめの決着に時間と莫大な金額を費やした。当然他の箇所の国境の道標や境石の整備については後まわしになったであろう。特に薩摩街道筋にある国境付近では、目立った争いもなかった事から道標の整備は、享保十八年にいたるまで行われず、享保の飢饉後の農村支配体制整備とともに行われたとも考えられる。

Ⅱ. 天端石及び基壇として使用された石材について

解体確認調査において天端石・基壇等に使用された石材を観察すると、建立する毎にすべて新しい石を用いず、新石材と前代の石材を再利用している結果が認められた。このことは、筑前藩の財政危機に伴う儉約令が、この作業に関しても行き届いている結果とも云える。

振石の根石には、小振りの転石や自然石の花崗岩が使用されている。しかしこれらの石質は、軟質で非常に脆くなっていて、元禄時代や享保時代の土台として使用されていたものを再利用した可能性が高く、基壇石と同時に新たに運びこまれたものではない。これらは自然石で基壇の加工石とは明らかに違いを見せる。石の積み方は、いわゆる野面積みの積み方が用いられている。また基壇のなかにも根石と同様に二時期を経て使用されたものが、混在している。基壇に用いられた石は、硬質な花崗岩とやや軟質な花崗岩に分けられる。基壇石の表面は、のみ切り加工仕上げのものとピシャン叩きによるものに分けることができる。基壇の加工は、切込み接（はぎ）を用いていて、切石を用いている筑後国よりは石垣積みの技術力は優れていたと思われる。藩祖黒田如水は、城作りでは一目置かれた存在であり、それに必要な技術者を多く抱えていたと思われる。国境石の建立された頃にも、その技術を受け継いだ職人達が残っていた可能性は充分にある。

天端石を再利用したが中途半端な加工で終わらせたために、天端石の四方が歪みを生じる結果になり、これが廻縁の設置に影響をあたえ、同一の規格なのに正方形に組み合わせられず、隙間を残すが、街道筋の人の目に触れない裏側に配置し、見た目は帳尻合わせを行っていた。

転用された境石は全国でも確認されているが、転用されたのは境石の必要なくなった後の時代で、天端石に再利用された今回のような事は、稀な事例と云えるかも知れない。遺存している「境石」のなかでも同様な事例はおそらくないであろう。

報告書抄録

ふりがな	くにぎかいいしかくにんちょうさ							
書名	国境石確認調査							
副書名								
巻次								
シリーズ名	筑紫野市文化財調査報告書							
シリーズ番号	第80集							
編著者名	渡邊和子							
編集機関	筑紫野市教育委員会（教育部 文化財課 文化財担当）							
所在地	〒818-8686 福岡県筑紫野市二日市西1丁目1番1号							
発行年月日	西暦2005年3月28日							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
	ちくしのし 筑紫野市	176		33° 26' 00"	131° 25' 04"			
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物		特記事項	
国境石 郡境石	境石	江戸						

国境石確認調査

筑紫野市文化財調査報告書

第80集

平成17年3月28日

発行 筑紫野市教育委員会

〒818-8686 福岡県筑紫野市二日市西1-1-1

TEL 092-923-1111(代)

FAX 092-923-9644

印刷 株式会社 三光

〒812-0015 福岡県福岡市博多区山王1丁目14-4

TEL 092-475-6271

FAX 092-475-6274